

議案第254号

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

上記の議案を提出する。

平成29年12月12日

福岡市長 高 島 宗一郎

理由

本件は、水道管の漏水事故による損害賠償の額を決定する必要があるので、地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求めるものである。

水道管の漏水事故による損害賠償額の決定について

水道管の漏水事故による損害賠償の額を次のように決定する。

1 損害賠償の相手方及び損害賠償額

損 害 賠 償 の 相 手 方	損 害 賠 償 額
福岡市東区 [REDACTED] [REDACTED]	1,813,936円

2 事件の概要

平成29年3月27日午前8時20分頃、市内東区箱崎四丁目40番14号付近の市道に埋設された水道管からの漏水により、当該市道に隣接する相手方 [REDACTED] 氏宅の敷地に浸入した水道水が、当該敷地に設置された駐車場のコンクリート舗装等の地下の土砂を押し出し、当該コンクリート舗装等が沈下して破損し、損害が生じたものである。